

回 覧

令和5年12月20日

自治区長様
(自治会長・組長)

飯南町長 塚原 隆昭
(防災危機管理室)

屋根の雪下ろし等について(お知らせ)

冬期間に屋根の雪下ろしが必要になった場合に備え、雪下ろし作業を行うことのできる業者の一覧を作成しましたので、作業を依頼する際の参考としていただきますようお願いいたします。

記

番号	紹介先業者	電話番号	備 考
1	建設業協会		それぞれの地域ごとに対応 土日・祝祭日は原則休み 12月29日～1月4日は休み
	頓原地域(後藤建設)	72-0103	
	赤来地域(渡辺建設)	76-2374	
2	建築組合		土日・祝祭日は原則休み 12月29日～1月4日は休み
	商工会本所	76-2118	
	商工会支援センター	72-0907	
3	飯石森林組合本所	0854-62-1520	土日・祝祭日は原則休み 12月29日～1月4日は休み (組合員宅のみ)

※ 料金については、屋根の雪下ろし作業が、1時間1人当たり3,500円(税抜)程度必要です。また、雪捨て等の機械作業代及び交通費等は別途費用となりますので、依頼業者の方にご相談下さい。

※ 災害復旧工事で雪下ろし従事者が十分に確保できない場合もあります。その場合はすぐに作業ができない場合もありますのでご理解願います。

令和5年12月20日

自治区長様

飯南町長 塚原 隆昭
(産業振興課)

野生イノシシの豚熱発生について

平素は町行政に格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、豚やイノシシに感染する家畜伝染病の豚熱(ぶたねつ)が全国的に確認されており、飯南町内においても、令和5年11月1日(1例目)、11月21日(2例目)及び11月28日(3例目)に死亡した野生イノシシから豚熱の陽性が確認されました。

豚熱については、人間に感染することはありません。別紙、豚熱についてのチラシをご覧いただき、感染拡大予防にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ
飯南町役場 産業振興課
電話 0854-76-2214

豚熱ウイルス拡散防止にご協力をお願いします。



令和5年11月1日に飯南町下来島地内で発見された死亡イノシシ1頭から豚熱の陽性が確認されました。

これに伴い、飯南町全域が豚熱感染確認区域となります。

(※豚熱感染確認区域：陽性個体の確認地点から半径10km以内の区域)

豚熱は人間には感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。

豚熱ウイルスを拡散しないために、ご協力をお願いします。

「豚熱」とは

- ・豚熱（旧称：豚コレラ）はウイルスによる豚・イノシシの病気で、人間には感染することはない、仮に感染した肉や内臓を食べても人体に影響はありません。
- ・感染した豚肉・イノシシ肉は市場に出回ることはありません。
※出荷される肉は豚熱の検査が実施されています。

感染拡大防止のお願い

- ・飯南町内で野生イノシシの死亡個体を発見した場合、死亡個体には絶対に触らず、飯南町役場産業振興課へご連絡ください。
- ・ウイルスは土にも含まれますので、登山・キャンプや山林内で作業した際の靴の泥は、山で落としてください。
- ・死亡個体の部位（尻尾など）を採取すると感染拡大に繋がりますので、絶対に採取しないでください。※捕獲イノシシは除く

狩猟者の皆様へ

- ・駆除活動は従来通り実施してかまいません。
- ・自家消費のイノシシ肉は食べることが可能です。
- ・感染確認区域から、自家消費用を除き許可なく肉等を持ち出さないでください。
- ・駆除活動の際は、猟具、衣服、車等の消毒を徹底してください。

【問い合わせ先】

産業振興課 0854-76-2214

令和5年12月20日

自治区長様
(自治会長・組長)

飯南町長 塚原隆昭
(保健福祉課)

飯南町高齢者世帯等住宅除雪費補助事業について

町民の皆さん(高齢者・障がい者の方等)ができるだけ住み慣れた地域(自宅)で生活できるよう、冬期間の日常生活で支障となる除雪対策として行っている標題の事業について、今年度も次のとおり実施いたします。

1. 補助の対象となる世帯

住民税非課税であり税等の滞納が無く、除雪作業が可能な直系親族が町内に居住していない世帯 (詳しくは、裏面をご覧ください。)

2. 補助の対象となる経費

・当該年度の除雪に対する経費とする。

※回数制限は設けません。(3月末までの除雪に要した費用の合計額)

3. 補助金額

○屋根の雪下ろし

補助金額：除雪費の1/2を助成、上限15,000円

○家屋への進入路の除雪

補助金額：除雪費の1/2を助成、上限30,000円

[共通事項]

補助金額が1,000円以上の場合は、1,000円未満を切り捨てとします。

補助金額が1,000円未満の場合は、実費とします。

4. 除雪実施者

・特に定めない(※領収書の発行が可能な者に限る)

5. 補助申請受付期間

・12月1日～3月31日

6. 補助を受ける場合の申請方法と必要書類

(受付) 役場庁舎・支所にて申請書を記入

※申請は年度内、それぞれ(屋根と進入路)1回ずつとなります。

(必要書類) ①振込口座の分かるもの(通帳)

②領収書(屋根雪下ろしと進入路除雪金額の内訳のあるもの)

お問い合わせ

飯南町役場 保健福祉課

Tel : 0854-72-1770

裏面あり

1. 補助の対象となる世帯について

①	住民税非課税世帯	
②	飯南町に税等の滞納が無い世帯	
③	除雪作業が可能な直系親族が町内に居住しない世帯	

全てに○

なおかつ

(1)	高齢者(男性が70歳以上の者)のみで構成される世帯	
(2)	障がい者のみで構成される世帯	
(3)	女性のみで構成される世帯	
(4)	(1)から(3)を組合わせた世帯	
(5)	(1)から(4)の世帯に中学生以下の子どもと同居している世帯	

いずれかに○

補助対象世帯

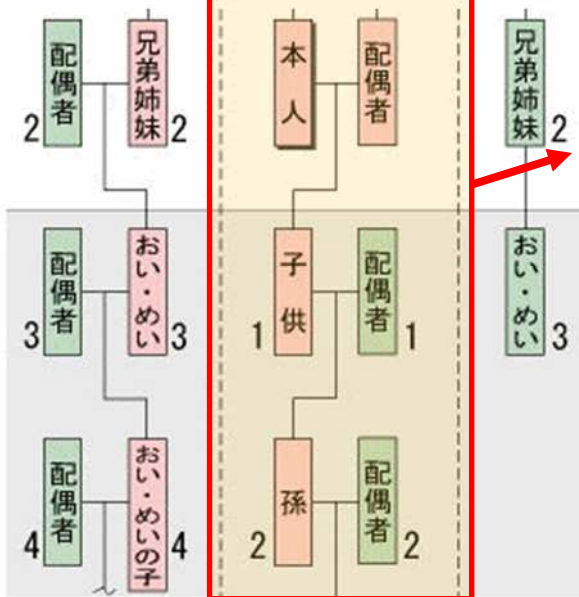
上記条件を満たさない場合は対象になりません

○直系親族要件の考え方

<傍系親族>

<直系親族>

<傍系親族>



※直系親族の範囲

※例えば、嫁に行った子の配偶者やその子供も直系親族に含みます

▼ 補助金額の例 ▼ 屋根の雪下ろし・進入路の除雪を業者をお願いした場合

	3月末までに支払った金 (A)	補助金額 (B) [(A) ÷ 2] 又は上限額の低い方	備考
屋根の雪下ろし	40,000 円	15,000 円	屋根の雪下ろしを1回実施
進入路の除雪	40,000 円	20,000 円	進入路の除雪を4回実施
合計	80,000 円	35,000 円	

回 覧

令和5年12月20日

自治区長様

飯南町長 塚原 隆昭
(教育委員会)

飯南町奨学資金貸付制度について

平素は、本町教育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、飯南町では、経済的事由により高校・高等専門学校・大学・専門学校等で学ぶことが困難な生徒を対象に、奨学資金貸付制度を設けています。奨学資金の貸付を希望される者は、下記によりお申し込みください。

記

1. 募集対象 令和6年4月に高校・高等専門学校・大学・専門学校へ進学を希望する者、または、高校・大学等に在学中で新たに奨学資金の貸付を希望する者
(ただし、町内に保護者が1年以上居住されている者)
2. 募集期間 令和6年1月10日(水)～令和6年4月3日(水)
3. 応募方法 所定の応募書類により教育委員会までお申し込みください。
(応募書類は、役場各窓口に備え付けてあります。)

4. 貸付金額(※無利息貸付)

区分	貸付月額	年間総額
高校・高等専門学校(1～3年生)	20,000円	240,000円
高等専門学校(4～5年生) 短期大学・大学・専門学校	40,000円	480,000円

5. 貸付期間 令和6年4月から各学校を卒業するまでの期間(最短修学期間)
6. 返還方法 学校卒業後1年を経過した翌月から、毎月貸付月額の2分の1の金額を返還していただきます。

【お問い合わせ】
飯南町教育委員会
TEL: 76-3944

奨学金を希望するみなさんへ

令和6年度 飯南町奨学資金貸付制度

飯南町奨学資金貸付制度は、経済的事由により高校・高等専門学校・大学・専門学校等への修学が困難と認められる飯南町出身の生徒に対し、奨学金を貸与してその修学の便を図ることにより、社会に貢献できる人材を育成することを目的とした制度です。

申し込みの条件

飯南町内に保護者が1年以上居住されている者

募集対象

令和6年4月に高校・高等専門学校・大学・専門学校へ進学を希望する者
または、高校・大学等に在学中で新たに奨学資金の貸付を希望する者

募集定員

高校・高等専門学校・短期大学・大学・専門学校 : 若干名

募集期間

令和6年1月10日(水)～ 令和6年4月3日(水)

応募方法

希望する者は、応募書類を準備の上、教育委員会(役場各窓口でも可)までお申し込みください。

応募書類

- (1) 奨学資金借入申込書(様式第1号)※保証人(2名)必要
- (2) 性行調書(様式第2号)※学校長による証明が必要
- (3) 家庭調書(様式第3号)
- (4) 合格通知書(写)
- (5) 健康診断証明書 ※在学中に実施した健康診断でも可
- (6) 世帯全員の所得証明書
- (7) 町税等の収納状況調査同意書

貸付金額

※無利息貸付

区分	月額	年間総額
高校・高等専門学校(1～3年生)	20,000円	240,000円
高等専門学校(4～5年生)・短期大学・大学・専門学校	40,000円	480,000円

貸付期間

令和6年4月から各学校を卒業するまでの期間(原則として最短修業年限)

申し込みから決定まで

(1) 奨学生は、教育委員会を通じて提出された書類により飯南町奨学資金貸付審議会(5月開催予定)で審査し、決定します。審査結果は申込者全員に教育委員会よりお知らせします。

(2) 審査により決定した奨学生は、以下の必要書類を教育委員会に提出していただきます。

【必要書類】※決定後に提出

- ① 誓約書
※連帯保証人(1名)、保証人(1名)の自署と押印が必要
- ② 金融機関口座振込依頼書
- ③ 連帯保証人(1名)、保証人(1名)の印鑑登録証明書

(3) 奨学金の初回貸付は、4～6月の3ヶ月分を6月10日に口座振込により行います。

※1人は申請者及び他の連帯保証人と生計を同一にする者でない者

(4) 奨学生は貸付期間中、毎年度、在学証明書の提出が必要です。(毎年4月30日まで)

奨学金を返還するには

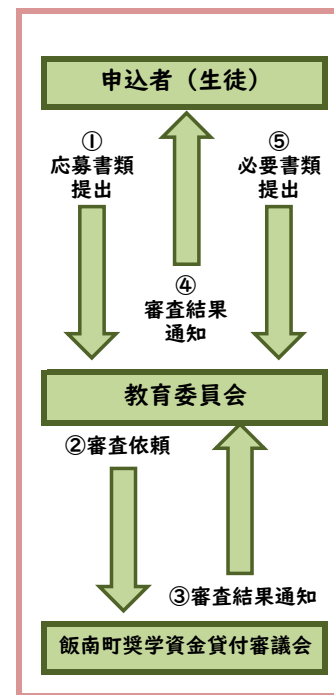
(1) 奨学金は、卒業後1年を経過した翌月から、飯南町より発行する納付書または口座振替により返還していただきます。

(2) 毎月の返還額は貸付月額の半分とし、返還にかかる期間は貸付期間の2倍の期間となります。

【貸付金額と返還金額の例】

区分	貸付年数	貸付額		返還期間(回数)		返還月額
		月額	総額			
高校・高等専門学校(1～3年生)	3年	20,000円	720,000円	6年	72回	10,000円
高等専門学校(4～5年生) 短大・専門学校(2年)	2年	40,000円	960,000円	4年	48回	20,000円
専門学校他(3年)	3年	40,000円	1,440,000円	6年	72回	20,000円
大学(4年間)	4年	40,000円	1,920,000円	8年	96回	20,000円

◎奨学金は貸付金であり、卒業1年後から返還していただくこととなります。自分の将来の生活設計に基づき、返還方法等をよく考えてお申し込みください。返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。



【お問い合わせ】

飯南町教育委員会(学校教育担当)

TEL: 0854-76-3944

令和5年12月20日

町民の皆様へ

飯南町長 塚原 隆昭
(産業振興課)

飯南町生活応援ポイント事業の実施について

平素は町行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、生活者支援を目的として、町民の皆様を対象にい～にゃんPAY加盟店で利用できる“い～にゃんPAYポイント”を付与することとしました。

また、い～にゃんPAYの利用申込をされてない方には“い～にゃんPAYポイント”が付与されたプリペイド式カードをお配りいたします。



い～にゃんPAYの利用申込がお済の方

- (1) 付与ポイント数 1人あたり7,000ポイント
- (2) 付与方法 い～にゃんPAYへ自動付与
- (3) 付与日 令和5年12月25日
- (4) 使用期間 令和5年12月25日から令和6年6月30日まで

い～にゃんPAYの利用申込をされていない方・未就学児

- (1) 配布ポイント数 1人あたり7,000ポイント
- (2) 発行カード 7,000ポイント分が利用できるプリペイド式カードを1枚発行
- (3) 配布方法 令和6年2月中旬郵送にて順次配布(予定)
- (4) 使用期間 配布日から令和6年6月30日まで

★い～にゃんPAYカードを配布していない未就学児についても、1人あたり7,000ポイントが付与されたプリペイド式カードを配布します。

(お問い合わせ先)
飯南町役場 産業振興課
商工振興担当
電話：76-2214



新型コロナウイルス対策

私がおもむく みんなをおもむく

～新型コロナウイルスワクチン接種(個別接種)について～

－令和5年12月－



令和5年度 ワクチン接種

- 令和5年度のコロナワクチン接種(集団接種)は12月で終了しました。接種にあたり、皆様方のご理解ご協力に感謝いたします。ありがとうございました。途中、様々なご意見ご要望等伺いましたことは、今後に活かして参ります。
- また、接種希望がありながら、集団接種日に接種できなかった方につきましては、個別にご連絡いたします。
尚、お問い合わせは下段 保健福祉センターにお電話ください。



ご注意ください！一度も接種されていない方へ

- これまで一度もコロナワクチン接種を受けていない方は、現状のワクチン事情により(令和6年度予定しているワクチンが初回接種用ではないため)令和6年度以降接種を希望されても、接種できない状況です。
- 何らかの理由で、初回接種が終了していない、初めは希望しなかったが今後接種したい方は、**令和5年度内に初回接種を終了する必要がありますので、ご相談ください。**
- 詳細につきましては、下段 保健福祉センターにお電話ください。



令和6年度 ワクチン接種について(予定)

- 重症化予防を目的にインフルエンザと同じB類疾病で、定期接種として実施予定。
*定期接種対象者でなくても、任意接種として接種できる見通し
- 接種対象者:65歳以上の高齢者、
64～60歳で日常生活が極度に制限される疾病を有する方。
- 接種のタイミング:年1回の接種として、時期は秋冬。

*詳細については決定次第後日お知らせします。

★ワクチン予約、変更・お問い合わせ

保健福祉センター(保健福祉課)

☎0854-72-1770

祝日を除く 月～金 8:30～17:00

発熱・風邪等の症状のある方の相談
引き続き「健康相談コールセンター」

雲南保健所 ☎0854-47-7777

受付時間 8:30～21:00 (土日、祝日も対応可能)